

○原動機を用いる乳母車に係る署長の確認事務処理要領の 制定について

(令和5年3月31日例規第44号)

この度、別添のとおり「原動機を用いる乳母車に係る署長の確認事務処理要領」を定め、令和5年4月1日から施行することとしたので通達する。

なお、原動機を用いる小児用の車に係る署長の確認事務処理要領の制定について（令和元年例規第26号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

別添

原動機を用いる乳母車に係る署長の確認事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、原動機を用いる乳母車（以下「乳母車」という。）について署長が行う確認（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第1条第2項第1号の確認をいう。以下単に「確認」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 確認の手続

1 申請の手続

署長は、車体の大きさの基準（規則第1条第1項第1号に掲げる基準をいう。）に適合しない乳母車の利用者（以下「利用者」という。）から確認の申請があったときは、確認申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出させて確認を行うものとする。

- (1) 申請に係る乳母車を製作し、又は販売する者が作成した当該乳母車の車体の大きさ（長さ、幅及び高さ）を証する書面
- (2) 申請に係る特定の経路を通行させることその他の特定の方法（以下「特定の通行方法」という。）が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることを疎明する書面

2 確認の方法

署長は、前記1の規定により申請書等の提出を受けたときは、当該申請書等による書面審査を行うものとする。この場合において、当該書面審査のみでは、特定の通行方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであるかどうかの判断ができないときは、乳母車及び特定の通行方法について実地調査を行うものとする。

第3 確認証の交付等

1 交付

署長は、第2の規定により確認を行ったときは、申請者に対し確認証（様式第2号）を交付するものとする。この場合において、署長は、当該確認証の写しを保管するものとする。

2 携帯の指導

署長は、利用者が確認に係る乳母車を道路において利用する場合には確認証を携帯するよう指導するものとする。

3 再交付の手続

署長は、利用者から確認証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したことによる再交付の申請があったときは、確認証再交付申請書（様式第3号）及び当該確認証（汚損又は破損の場合に限る。）を提出させて再交付をするものとする。この場合において、署長は、当該再交付に係る確認証の写しを保管するものとする。

4 記載事項の変更の手続

署長は、利用者から確認証の記載事項の変更の届出があったときは、確認証記載事項変更届（様式第4号）及び当該変更に係る確認証を提出させて新たな確認証を交付するものとする。この場合において、署長は、当該新たな確認証の写しを保管するものとする。

5 返納

署長は、利用者が次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに確認証を返納させるものとする。この場合において、当該確認証とともに確認証返納届（様式第5号）を提出させるものとする。

- (1) 確認に係る乳母車を利用しなくなったとき、又は利用する必要がなくなったとき。
- (2) 確認証の再交付を受けた後において亡失した確認証を発見し、又は回復したとき。

第4 取扱状況の管理

署長は、確認申請書、確認証再交付申請書、確認証記載事項変更届又は確認証返納届の提出を受けた後においては、原動機を用いる乳母車の確認管理簿（様式第6号）に必要事項を記載し、確認に係る取扱いの状況を明らかにしておくものとする。